

# ハンセン病元患者のご家族へ

## ～対象となる方々に「補償金」を支給します～

○この補償金は、国が、誤った隔離政策により、元患者のご家族の皆様にも多大の苦痛と苦難を強いてきたことを心からお詫びし、その精神的苦痛を慰謝するためのものです。

○請求に関する情報が、請求から受給まで、請求者及びその指定する者以外に知られることが無いように配慮しています。

○秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。不安なお気持ちやご質問にも丁寧に答えます。

厚生労働省 補償金担当窓口

電話番号 **03-3595-2262**

受付時間 10:00～16:00  
(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)



対象者	(ア) 配偶者（事実婚も含む） (イ) 親、子 (ウ) 親・子の配偶者及び 配偶者の親・子等	補償金額 180 万円
	(エ) 兄弟姉妹 (オ) 祖父母・孫 (カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の 配偶者及び配偶者の祖父母・ 兄弟姉妹・孫等 (キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、 おば、おい、めい	補償金額 130 万円

※ 同居など一定の要件が必要な場合があります。

請求期限は、**令和6年**  
**(2024年) 11月21日まで**

ハンセン病問題を正しく理解し、  
偏見や差別のない社会の  
実現を目指しましょう。

ハンセン病 厚労省 🔍 検索



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare